

帰還困難区域（双葉町）に居住していたが、避難後、認知症が進み、平成27年中に死亡した申立人の母について、要介護の程度に応じた日常生活阻害慰謝料（増額分）に加え、立証の程度を考慮し、原発事故の影響割合を1割として、死亡慰謝料を含む生命・身体的損害等が賠償された事例。

1375

## 和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

### 第1 表明及び保証

申立人は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A(以下、「被相続人」という。)が、平成27年10月3日に死亡し、申立人が、全相続人による遺産分割協議により、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- (2) 申立人の知る限り、上記遺産分割協議を行った相続人が、被相続人の全相続人であること

### 第2 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### 1 損害項目

|                         |           |
|-------------------------|-----------|
| (1) 生命・身体的損害            | 147万1449円 |
| ア 治療費                   | 1万3290円   |
| イ 入院雑費                  | 1万5709円   |
| ウ 文書料                   | 4万2450円   |
| エ 死亡慰謝料(申立人固有の慰謝料を含む。)  | 140万0000円 |
| (2) 被相続人の日常生活阻害慰謝料(増額分) | 164万0000円 |
| (3) 本件和解仲介に関する弁護士費用     | 9万3343円   |

#### 2 期間

- (1) アにつき、平成24年7月6日から平成27年10月5日
- (1) イにつき、平成27年7月26日から平成27年11月26日
- (1) ウにつき、平成24年8月8日から平成27年10月5日
- (2) につき、平成23年3月11日から平成27年10月3日

### 第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第2項記載の損害項目についての和解金として、合計金320万4792円の支払義務があることを認める。

### 第4 支払方法

(省略)

### 第5 清算

申立人と被申立人は、第2項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

## 第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年4月6日

(仲介委員 今泉秀和)